

船舶活用医療提供体制の整備に関する これまでの取組状況について

令和8年7月13日

内閣府 広域避難・計画推進室

1. 令和8年1月の運用開始に向けた 体制整備について

災害時等における船舶活用医療提供体制の整備について

船舶活用医療提供に関する検討状況（経緯）

- 過去の大規模災害を受け、議論が活発化。令和3年6月、議員立法により、「災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律」が成立、令和6年6月に施行。
- 令和7年3月、「災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する計画」を閣議決定するとともに、「災害時における民間船舶を活用した船舶医療活動要領（初版）」を策定・公表。
- 令和8年1月、船舶活用医療の運用を開始。

法律の概要

目的（第1条）

- 船舶を活用した医療の提供が効果的であることに鑑み、**災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備を推進**する。

基本方針（第4条）

- ① 陸上の医療施設との適切な役割分担及び相互の連携協力の確保
- ② 災害時等における医療提供の用に主として供するための船舶の保有
- ③ 必要な官民の医療関係者、船舶職員その他の人員の確保
- ④ 教育訓練等を実施することによる人材の育成
- ⑤ 必要な医薬品、医療機器その他の物資の確保 等

整備推進計画（第6条）

- 政府は、講ずべき措置について**整備推進計画**を策定

本部（第7条－第15条）

- **内閣に**、全ての国務大臣で構成される**船舶活用医療推進本部**及びその事務局を設置（本部長は内閣総理大臣、副本部長は内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（防災）及び厚生労働大臣）

整備推進計画（R7.3）の概要

＜災害時の医療提供船舶の主な用途＞

①脱出船	②救護船
船舶で必要な医療を提供しながら、被災地の傷病者を被災地外の医療機関に搬送する。	被災地付近の港に接岸させた船舶において、一定期間、被災地の傷病者に対して救護活動を行う。

＜船舶活用医療提供体制の整備の推進に関し講ずべき措置＞

1. 船舶の確保

- 当面の間、民間の船舶事業者の協力に基づき、民間の既存船舶を活用
- 既存船舶による医療提供の実績の積み重ねや訓練の実施等を踏まえ、必要な検証を実施し、環境を整え、国等が船舶を保有

2. 医療従事者・船舶職員等の確保

- 医療従事者は、DMAT、日赤等から確保。政府の支援の下、被災都道府県の保健医療福祉調整本部が調整
- 船舶職員は、政府が船舶事業者と調整を行い、確保

3. 医薬品・医療資器材等の確保

- DMAT、日赤等が保有する医薬品・医療資器材を活用
- 通信機器等の医療資器材以外の資器材については、政府が確保

4. 運用体制の構築等

- 迅速かつ円滑な実施のため、手順やルールを定めた活動要領を策定
- 平時から訓練を行い、関係者の連携体制の強化、人材育成を図る。

5. 多目的利用

- 物資の輸送、被災者の休憩所や要配慮者への福祉サービス提供場所としての活用等、現地のニーズに即した多目的な利用にも応える。

6. 他の船舶との連携

船舶の確保（民間船舶事業者との協力協定の締結）

概要

- 災害時における船舶活用医療において使用する船舶については、「整備推進計画」において、国等が船舶を保有するまでの当面の間は、民間船舶事業者の協力に基づき、民間の既存船舶を活用することとされていることを踏まえ、令和8年1月からの運用開始に当たり、下記のとおり、まずは民間船舶事業者2社と協力協定を締結するものです。
- ※ なお、民間船舶を使用できない場合には、防衛省PFI船の活用について、防衛省と調整を行う。

協定の趣旨

内閣府が船舶活用医療を実施する場合において、民間船舶事業者が行う協力に関し、必要な事項を定める。

協力の内容

※内閣府から要請の上、別途契約を締結した上で実施。

- ① 脱出船における医療従事者等の輸送、傷病者の搬送に係る船舶の運航及び安全管理、船内の空間の貸与
- ② 救護船における医療従事者等の輸送、船内での救護活動に係る船舶の運航及び安全管理、船内の空間の貸与

新日本海フェリー(株)との協定

協定締結日：令和7年12月23日

○新日本海フェリー株式会社について

代表取締役社長：入谷 泰生

設立年月：昭和44年6月

本社：大阪府大阪市北区梅田2丁目

5番25号 梅田阪神第1ビル15階



「けやき」

宮崎カーフェリー(株)との協定

協定締結日：令和7年12月23日

○宮崎カーフェリー株式会社について

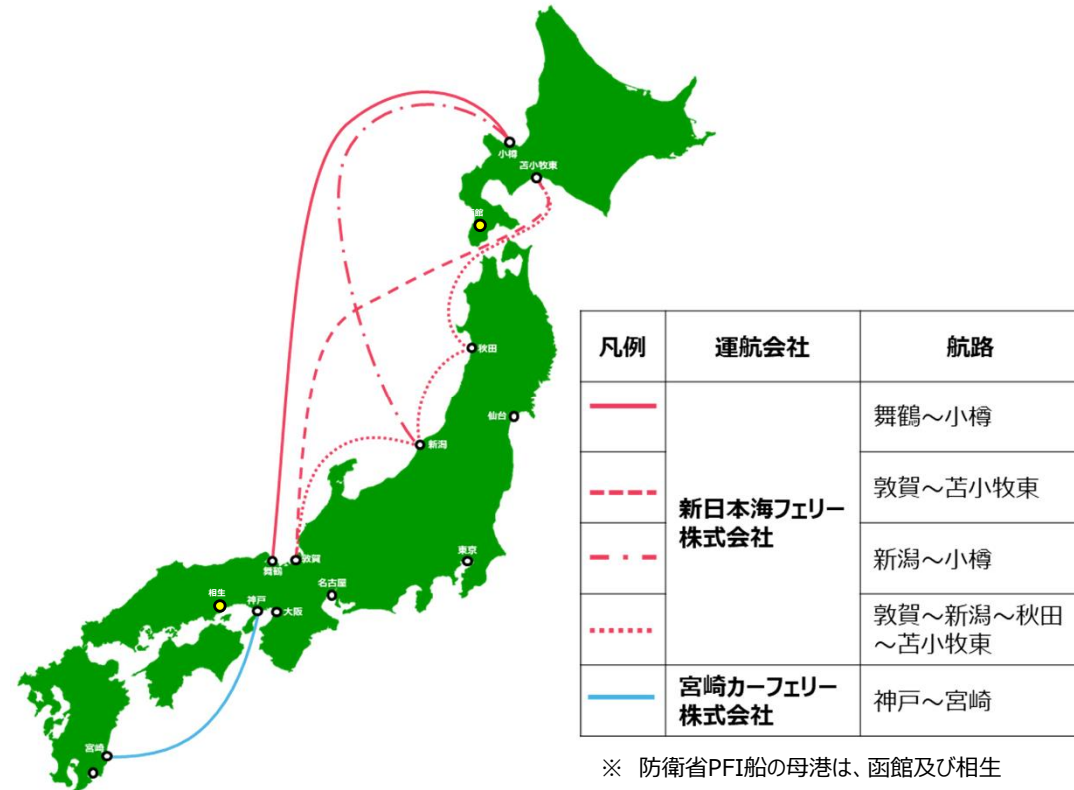
代表取締役社長：郡司 行敏

設立年月：平成29年5月

本社：宮崎県宮崎市港3-14



「ろっこう」



医療従事者等の確保（日本赤十字社との協定の締結）

概要

- 船舶内で医療救護に従事する日本赤十字社救護班との連携体制について、内閣府と日本赤十字社との間で、船舶活用医療に係る相互の連携協力に関する協定を締結するものです。

（参考）日本赤十字社について

社長：清家篤／名誉総裁：皇后陛下／設立：明治10年 博愛社設立、昭和27年 日本赤十字社法制定

主な業務：災害救護、医療・血液事業、国際人道支援 等／災害時には救護班（医師・看護師等）を全国から派遣し、医療救護活動を実施

協定の目的

- ・ 船舶活用医療推進法（令和3年法律第79号）に基づく船舶を活用した医療提供の円滑な実施に関し、内閣府と日本赤十字社の相互の連携協力に必要な事項を定める。

相互協力する業務

- ・ 連絡窓口及び担当を定め、必要な情報を共有
- ・ 内閣府との連携の下、日本赤十字社の救護班を派遣
- ・ 医薬品及び救護資器材を船舶内まで運搬、船舶内での医療救護
- ・ 費用の支弁に関する都道府県との調整支援

（参考）実動訓練（R7.11.16）における活動



国内型緊急対応ユニット
dERU (domestic Emergency
Response Unit)



車両甲板におけるメディカル
チェック

協定締結日

令和7年12月22日

派遣スキーム

政府

支援

被災都道府県の
保健医療福祉調整本部

派遣調整



日本赤十字社 救護班

※ DMAT等については、都道府県と各医療機関等との協定に基づき派遣調整

資器材等の確保（調達・保管）

概要

- 令和8年1月からの運用開始に当たり、船舶内で使用する医療用資器材以外の資器材（エアテント、エアベッド、衛星通信機材等）を調達（R6補正予算）。
- 南海トラフ地震への対応や活用が想定される船舶の母港等を総合的に勘案し、無償保管に関する協定を締結した公益財団法人SGH防災サポート財団の倉庫（大阪府東大阪市）に保管（次ページ参照）。

調達・保管する主な資器材等

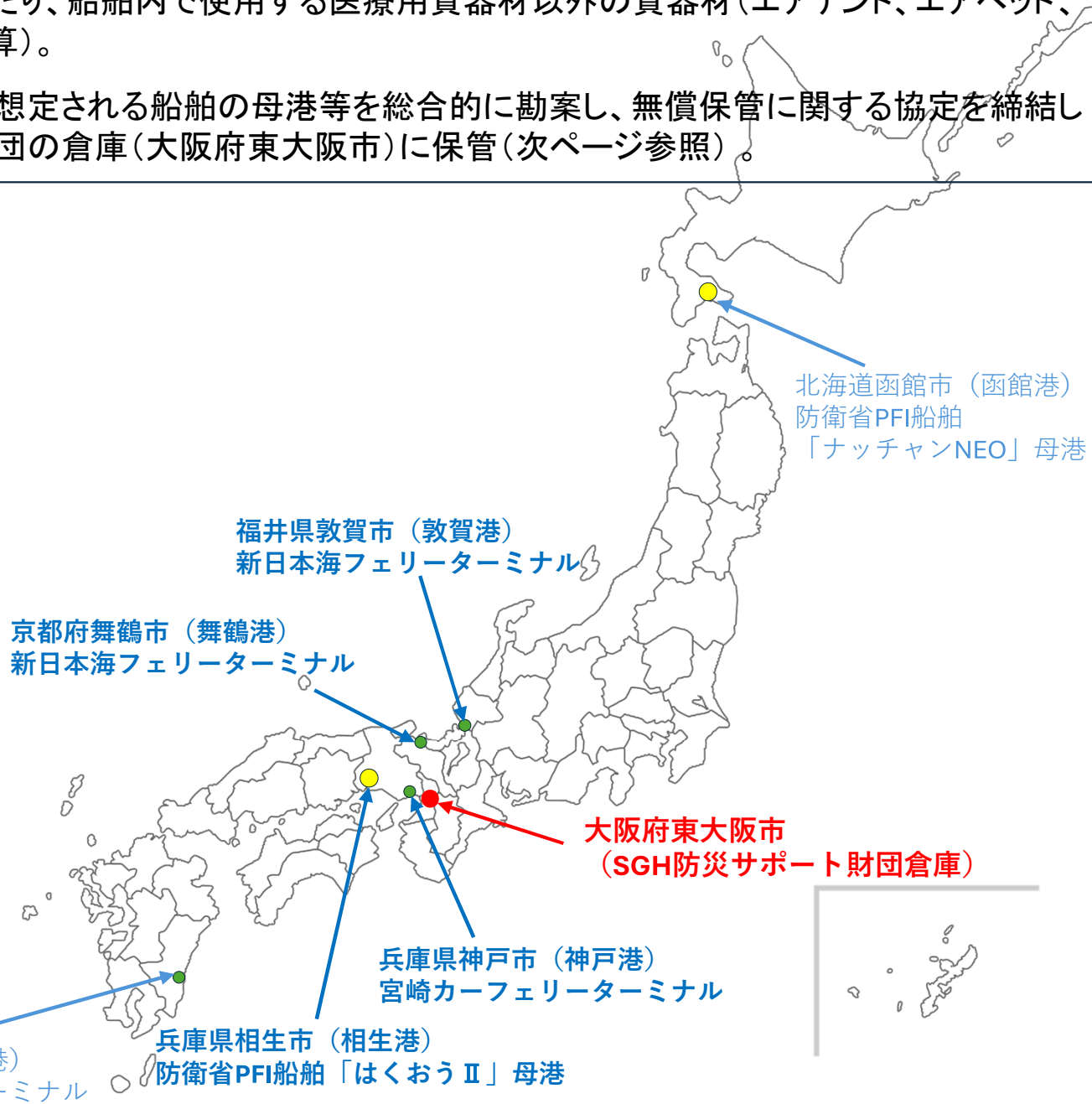
- 医療提供用の資器材
各種担架、軽量車椅子、エアテント、エアベッド、パーテーション、ナースコール、照明器具 等
- 船舶内で使用する通信機材
衛星通信機材、衛星携帯電話、トランシーバー 等



（車両甲板で使用するエアテント）



（エアベッド式）



資器材等の確保（SGH防災サポート財団との業務連携協定の締結）

概 要

- 令和8年1月からの運用開始に当たり、船舶内で使用する医療用資器材以外の資器材（エア TENT、エアベッド、衛星通信機材等）の無償保管等について、公益財団法人SGH防災サポート財団（以下「SGH防災サポート財団」という。）と業務連携に関する協定を締結するものです。
- 資器材等の保管場所については、南海トラフ地震への対応や活用が想定される船舶の母港等を総合的に勘案し、SGH防災サポート財団の倉庫（大阪府東大阪市）とします。

（参考）公益財団法人SGH防災サポート財団について

理事長：栗和田 榮一 設立：令和7年3月7日

事業：①政府の分散備蓄品の保管・管理、輸送手配、②避難所物資の調達・保管・管理・輸送手配、③医療用コンテナの保管・メンテナンス、輸送手配、④支援物資の輸配送に必要な資機材等の調達・管理、配送、設置手配、⑤耐久財の改修・メンテナンス・保管

協定の目的

内閣府とSGH防災サポート財団は、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律（令和3年法律第79号）第1条に規定する災害時等において、相互に連携し、円滑かつ迅速な船舶を活用した医療提供に資することを目的とする。

連携する業務

- ① 船舶活用医療のために内閣府が保有する資器材等の無償保管業務
- ② 保管する資器材等の船舶への運送の支援業務
- ③ その他内閣府が必要とする業務

※②及び③については、別途契約を締結した上で実施する。

協定締結日

令和7年12月18日

保管場所

佐川グローバルロジスティクス株式会社
東大阪第2営業所

大阪府東大阪市菱江3丁目15-60



運用体制の構築等（日本ペストコントロール協会との協定の締結）

概要

○ 災害時における船舶活用医療の活動実施中又は活動終了後の原状回復作業において、消毒等業務が必要となる場合に、専門的な防疫・消毒業務を確実に実施できるよう、協力協定を締結するものです。

（参考）公益社団法人日本ペストコントロール協会について

会長：山口健次郎 設立：昭和43年設立 平成25年公益社団法人に移行（所管 内閣府 主務省庁 厚生労働省・環境省）

組織：本団体は中央組織であり、防除業者で構成されている「ペストコントロール協会」が各都道府県にある。

事業：有害生物・感染症対策、技術者等の養成、無料害虫相談・イベントのバックアップ 等

協定の目的

災害発生時において、船舶活用医療の提供を行った場合において、衛生的な観点から船舶の安全性を確保し、又は原状回復するために公益社団法人日本ペストコントロール協会が行う協力について必要な事項を定める。

（参考）消毒等業務の活動の様子



左：寝室・ベッドを消毒

中：居室備品の消毒

右：救急車タイプの車両及びストレッチャーの消毒

※感染症予防衛生隊パンフレットから抜粋

連携する業務

- ・ 船舶活用医療の実施中又は活動終了後の原状回復作業における消毒等業務
 - ・ その他内閣府が必要とする業務
- ※別途契約を締結した上で、消毒等業務を実施

協定締結日

令和7年12月22日

派遣スキーム

内閣府

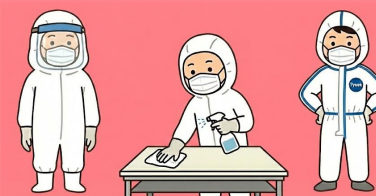
要請

※実施に当たっては、別途契約を締結。

日本ペストコントロール協会

各地区のペストコントロール協会が派遣

船舶内



運用体制の構築等（全国ビルメンテナンス協会との協定の締結）

概要

- 災害時における船舶活用医療提供の活動実施中又は活動終了後の清掃等（原状回復を含む。）が必要となる場合に、専門的な清掃等を確実に実施できるよう、協力協定を締結するものです。

（参考）公益社団法人全国ビルメンテナンス協会について

会長：佐々木浩二 設立：昭和41年1月設立 平成23年6月公益社団法人に移行

事業：①企業の優位性を高めるための事業、②ビルメンテナンスに関する資格や教育事業、③より良いサービスのための働きかけ、④経営の課題に対する取り組み、⑤会員との交流や各種の取り組み、⑥ビルメンテナンスに関する情報の提供、⑦社会への貢献活動

協定の目的

災害発生時において、船舶を活用した医療提供を行った場合に、当該船舶の環境衛生を確保し、又は原状回復するために公益社団法人全国ビルメンテナンス協会が行う協力に関し、必要な事項を定める。

連携する業務

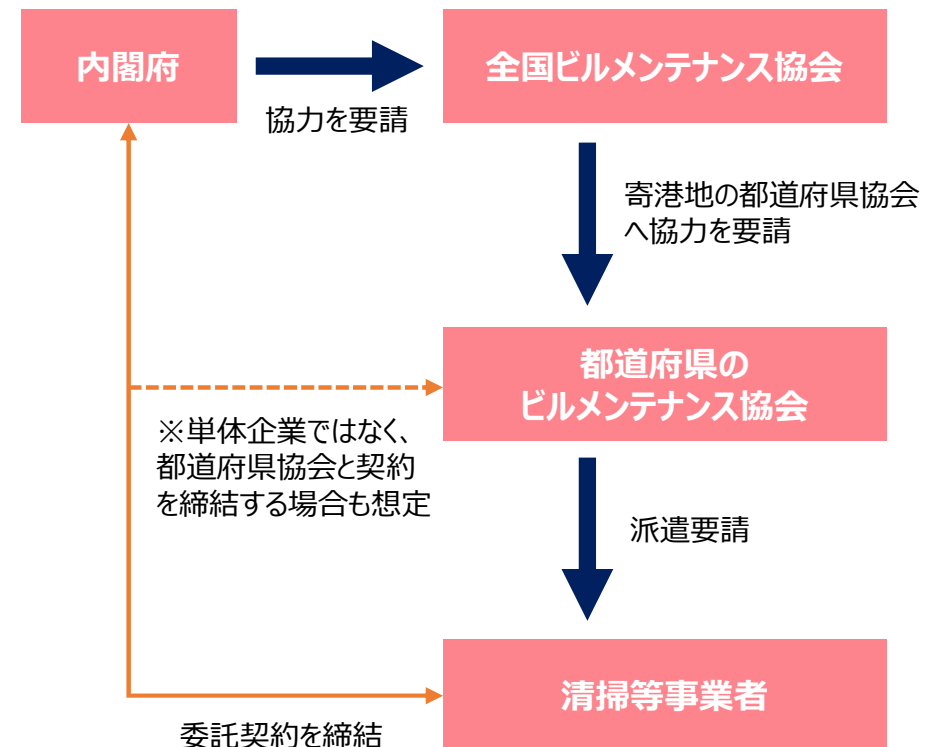
- ・ 船舶を活用した医療提供の実施中又は活動終了後の当該船舶の清掃等に関する支援業務
- ・ その他内閣府が必要とする業務

※ 清掃等については、清掃等事業者等と別途契約を締結した上で実施

協定締結日

令和8年2月6日

派遣スキーム



運用体制の構築等（令和7年度実動訓練）

令和8年1月からの運用開始を踏まえ、災害発生時において船舶活用医療を迅速かつ円滑に実施することができるよう、南海トラフ地震を想定して、実際の船舶を用いた実動訓練を実施し、国・自治体・医療関係団体等の関係機関の連携・練度の向上を図った。

実施概要

（１）日時：令和7年11月16日（日）11:30～17:30

11:30～12:30 チームビルディング
13:30～13:45 開会式
14:00～16:30 模擬医療活動
17:00～17:30 閉会式

（２）場所：神戸港 六甲アイランド（兵庫県神戸市）

（３）内容：被災地から被災地外に患者を移送する「脱出船」の訓練

（４）参加・協力機関等： 約70名（見学者含む）

- ・内閣府、関係省庁、兵庫県、神戸市
- ・日本赤十字社、DMAT、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本救急医学会等
- ・船舶事業者、船舶活用医療に関する有識者 等

（５）使用船舶：防衛省PFI船舶「はくおう」

- ・総トン数： 約17,400t
- ・全長： 約199m
- ・全幅： 約25m
- ・最大積載量：（旅客）507名
（車両）約100台



防衛省PFI船舶「はくおう」

実動訓練で抽出された主な成果と課題

●チームビルディングとセットアップ

① 医療活動体制の調整

<司令塔機能>

- 最初に、行政・医療・船舶の3部門によりミッションが迅速に共有されていた。一方、**行政部門の情報整理や全体統括を担う人員体制を強化する必要。**
- 部門間をつなぐ役割として「ロジスティクス・コーディネートチーム」が試行され一定の成果があったが、**体制を拡充する必要。**

<医療活動体制の調整>

- 統括医師らのリーダーシップのもと医療チームの連携は機能。**統括医師を担える人材を確保していくことが必要。**
- ヘルメット・識別ベスト等の装備基準が統一されておらず、現場での識別性や作業性の確保という点で改善の余地あり。

② 各種資器材の準備/積載

<各種資器材の準備・積載>

- テント設営や資器材の積載・固縛については、現場の工夫により円滑に機能したが、**患者待機場所の椅子や照明が不足。**
- 車両甲板からのエレベーターが1基という構造上の制約が大きく、**患者・スタッフの流れが滞る場面があった。**

●模擬医療活動

③ 患者乗船

<患者の乗船>

- 受付や誘導など乗船手続は機能していたが、**乗船名簿との突合や部屋番号の共有に時間を要し、受付動線が滞留しやすい状況の改善が必要。**
- **メディカルチェックや受付の動線を整理し、作業効率や安全性を確保する必要。**

④ 船内患者対応

<船内の生活支援・医療提供>

- **急変対応が的確に実施され、指揮所への報告も適切であったが、その情報を搬送先医療機関へ確実に共有できる体制が必要。**
- 医師・看護師・業務調整員は配置されていたが**食事介助を担う人員が不足。**

⑤ 患者下船

<患者の下船>

- フロア単位で医師が協議し、患者の下船の優先順位を整理できていたが、**急変患者の搬出方法について、車両動線と人の動線を整理し、安全かつ効率的な下船を確保する必要。**

運用体制の構築等（都道府県説明会）

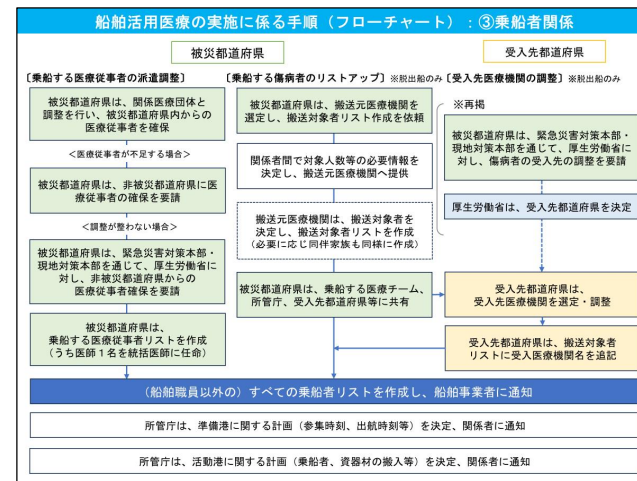
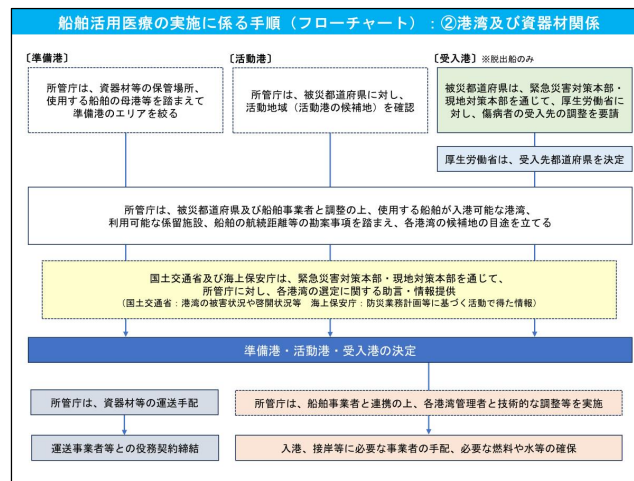
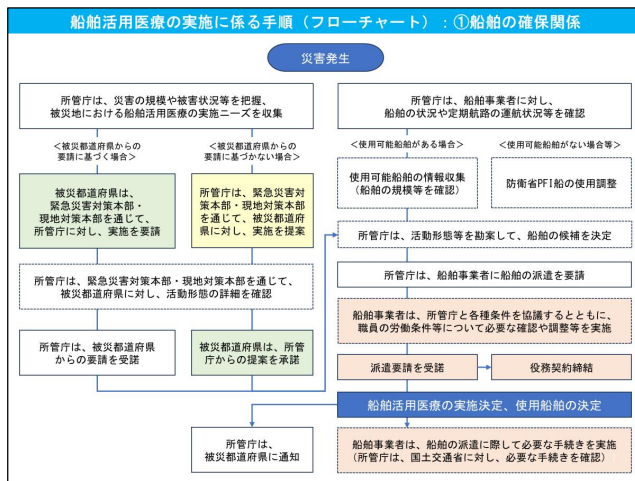
目的

- 令和7年3月に策定した「船舶医療活動要領」では、被災都道府県からの要請手続きや、脱出船における受入先都道府県の調整手続きなどを規定しており、船舶活用医療の運用に当たっては、都道府県との緊密な連携が不可欠。
- このため、令和8年1月からの運用開始に向けて、全ての都道府県を対象に説明会を実施。

概要

1. 日時：令和7年11月28日（金）13:30～15:30
2. 形式：オンライン開催
3. 対象：全ての都道府県 防災主管部局、医療主管部局
4. 議事：
 - （1）船舶を活用した医療提供体制の整備について
 - （2）「災害時における民間船舶を活用した船舶医療活動要領」について
 - （3）船舶活用医療に係る実施手続等について

■ 「船舶医療活動要領」に規定する各種手続きについて、フローチャートや様式集を用いて周知



運用開始に向けた今後の対応

- ・ 発災時連絡用の都道府県船舶活用医療窓口を整備済。
- ・ 船舶活用医療提供体制の運用開始について、事務連絡を令和7年12月に発出。

2. 令和8年度の取組について

令和8年度 船舶活用医療提供体制の充実にに向けた取組について

① あり方検討会〔R8当初〕

- 船舶活用医療提供体制のあり方に関する諸課題について、**有識者の参画を得て、総合的に調査・検討を行う有識者検討会を開催し、以下の調査を行う。**
 - ① 海外（米国、インドネシア）の医療船舶、運用体制等に関する先進事例調査
 - ② 研修プログラム・教材作成に関する調査
 - ③ 「船舶医療実施マニュアル」作成に関する調査

② 訓練の実施〔R8当初〕

- 船舶活用医療の実行性向上と関係者間の連携強化を図るため、**従来より訓練回数を増やし、協力協定を締結した民間船舶事業者の船舶を使用した実践的な訓練を実施する。**（実動訓練2回、図上訓練1回）



R7実動訓練の様子

③ 初動体制確保〔R8当初〕

- 発災時に迅速かつ円滑に船舶医療を提供できる初動体制を確保するため、**医療機関・医療関係団体における「初動対応チーム」の訓練・研修等を行う。**
- 「初動対応チーム」リストを整備し、発災時には、当該リストに掲載された医療人材の中から派遣要請を行う。**



④ 資器材等の分散備蓄〔R7補正〕

- 発災時の迅速かつ円滑な船舶医療の実施を確保するため、令和7年度に整備した1か所（大阪府東大阪市）に加え、新たに**全国3か所（北海道札幌市、東京都江東区有明、石川県白山市）に分散備蓄を行う。**



資器材等の例（エアテント、エアベット）

⑤ 国民・医療機関向け広報〔R7補正〕

- 船舶活用医療の必要性や活動内容について、国民及び全国の医療機関等への周知・理解促進を図るため、広報を実施する。**
 - 都道府県、医療機関等へのポスター、パンフレットの配布
 - 防災関連施設等での事業紹介パネルの設置 など

⑥ 船舶の確保

- より多くの**民間船舶事業者との協力協定締結に向け、個別の協議を推進**する。